

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【会社名】	オルガノ株式会社
【英訳名】	ORGANO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内 田 裕 行
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都江東区新砂1丁目2番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長内田裕行は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、当社グループは「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会 平成23年3月30日）に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは当事業年度末日である平成26年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠するとともに、当社の「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の評価を行いました。

評価にあたり、評価対象とする会社の範囲を次の通り選定しました。まず全社的な内部統制の整備、運用状況評価範囲について、連結子会社全社を選定しましたが、持分法適用会社2社は金額的、質的重要性の観点から僅少（税引前当期純利益の持分金額が連結税金等調整前当期純利益の5%以内）であるため評価対象外としました。

次に業務プロセス統制の評価範囲について、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している連結子会社4社を「重要な事業拠点」としました。更にたな卸資産の規模が大きい連結子会社1社を評価範囲に選定しました。

評価対象とする業務プロセスは、次の通り選定しました。まず、重要な事業拠点となる連結子会社4社については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金及びたな卸資産に影響がある業務プロセスを選定しました。加えて、たな卸資産の規模が大きい連結子会社1社については、在庫管理業務を選定しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成26年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象

当社は、平成25年12月24日開催の取締役会において、当社を存続会社として完全子会社であるオルガノ北海道株式会社、オルガノ東北株式会社、オルガノ東京株式会社、オルガノ中部株式会社、オルガノ関西株式会社、オルガノ九州株式会社及びオルガノ山下薬品株式会社の7社を吸収合併することを決議し、平成26年4月1日付で吸収合併いたしました。この吸収合併は、翌連結会計年度以降の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 【特記事項】

該当事項はありません。